

AMI友の会NIPPON

Friends of AMI NIPPON

会員規約

第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人 AMI 友の会 NIPPON の定款に定める会員となった法人、団体または個人に適用します。

第2条（会員）

本会の目的に賛同し指定する手続きに基づき、本規約を承認の上入会した方を会員とします。会員は正会員をもって民法上の社員とします。会員は、本会の趣旨に理解があり、本会の事業に協力する方です。

第3条（入会申込）

会員への申込みは、本会指定の入会申込書に必要事項を記入の上、事務局に送付後、年会費の払い込みをもって入会を申し込むものとします。

第4条（会費） 会員は次の会費を納入することとします。

入会金	1,000 円
1. 新規会員	6,000 円
2. 現在 AMI 本部会員の方	3,000 円

第5条（会費の払い戻し）

会員が納入した会費については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わないものとします。

第6条（期間）

会員資格の有効期間は、入会申し込み日の当月 1 日から 1 年間とします。

第7条（変更の届出）

会員はその名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失します。

1. 退会届を提出したとき
2. 死亡、または失踪宣言を受けたとき
3. 除名されたとき

第9条（除名）

会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の議決をもって除名することができます。

1. 本会の名誉を汚す行為があったとき
2. 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき

第10条（個人情報）

会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとします。

2012年7月23日制定